

# 風しんワクチン予防接種 費用助成の期間を延長します!

風しんの患者数が急増し、これまでにない規模で流行しています。  
風しんとは、風しんウイルスによっておこる発疹性感染症です。  
風しんは、免疫のない女性が妊娠中に感染すると、胎児が風しんウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障を主な症状とする「**先天性風しん症候群**」の赤ちゃんが産まれる可能性があります。  
このことから、渡嘉敷村は対策として、風しん罹患患者の重症化と、先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しんワクチン予防接種の助成を始めました。



## ●対象者

19歳以上50歳未満(昭和38年4月2日～平成7年4月1日生まれ)の接種時点で、渡嘉敷村に住民登録がある方

## ●接種期間

平成25年4月1日～平成25年12月31日までに接種したもの。

## ●申請期間

平成26年2月28日までに申請を行うこと。

## ●助成額 (接種費用は医療機関によって異なります。事前に確認を。)

○風しんワクチン 上限4,000円 (県内医療機関のワクチンの在庫が品薄です。接種費用は約5～6千円程度)

OMR(麻しん風しん混合ワクチン) 上限4,000円 (接種費用は約1万円程度)

接種費用が助成額に満たない場合は接種費用を上限とします。  
※ただし、生活保護受給者は全額助成。

## ●助成方法

かかりつけ医など、風しんまたはMR(麻しん風しん混合ワクチン)予防接種を行っている医療機関で必ず予約してから接種してください。(村外医療機関でも可)

接種後、医療機関窓口で全額自己負担をしていただきます。

医療機関で支払った予防接種代金の領収書を助成申請書に添付し、

渡嘉敷村役場民生課へ申請して下さい。

申請書等を審査したあと、指定された銀行口座へ助成額(上限4,000円)を振り込みます。

(※渡嘉敷診療所では予約してからワクチン確保までに約2週間かかりますので、**接種希望日の2週間前までには予約をお願いします。**診療所：TEL987-2028)

## ●申請書類

○申請書 (民生課窓口にて用意しています)

○接種代金の領収書原本 (コピーは不可)

○通帳の写し、またはキャッシュカードの写し

申請書類提出先：渡嘉敷村役場 民生課



○申請に関する問い合わせ  
民生課 987-2322

○風しん又は予防接種に関する相談  
保健指導所 987-2422